外国人との婚姻による氏の変更届案内書

外国人と婚姻した日本人の氏は、婚姻により変動することはありません。日本人配偶者がその氏を外国人配偶者の称している氏に変更しようとする場合は、**婚姻成立後6ヶ月以内に限り**、日本の家庭裁判所の許可を得ることなく、本届書を提出することにより氏を変更できます。

1. 届出の期限

フロリダ州の方式で結婚された方は、**婚姻成立日より6ヶ月以内**に外国人との婚姻による氏の変更届を提出してください。例えば、12月24日婚姻成立の場合、提出期限は6月23日になります。6月23日が休館日の場合は、その日以前の開館日が実際の最終日となります。時間外や休館日は受付できませんので、予め業務時間と休館日をご確認ください。**届出の期限が過ぎた場合は、受理できませんのでご注意ください。**

2. 必要書類

①氏を変更する者の戸籍に同籍する子がいない場合

（1）外国人との婚姻による氏の変更届書　・　・　・　2通

②氏を変更する者の戸籍に同籍する子がいる場合

必要書類：従前の本籍地の市区町村に新本籍を設けるとき

（1）外国人との婚姻による氏の変更届書　・　・　・　2通

必要書類：従前の本籍地の市区町村と全く別の市区町村に新本籍を設けるとき

（1）外国人との婚姻による氏の変更届書　・　・　・　3通

氏変更の効果は同籍する子には及ばず、氏を変更する者についてのみ新戸籍が編製されることになります。同籍する子が親の新しい氏を称する場合は、入籍届の提出が必要です。

3. 届出先と方法

当館の管轄区域はフロリダ州です。管轄外の公館へ届け出ることは無効ではありませんが、国や州により法律や証明書の発行形態が異なることがありますので、原則管轄の公館へ届け出てください。

（1）当館窓口に提出する方法

必要書類、業務時間、休館日を事前にご確認の上、可能であれば予約を取ってください。
書類確認のために少々お時間をいただきますので、時間的に余裕を持って来館してください。

（2）郵送により当館に提出する方法

必要書類をご確認の上、当館住所をお間違えのないよう明確に記入し、期限に間に合うように発送してください。発送後、当館に届く頃にご連絡していただくことをお勧めします。
郵送中の損傷、紛失につきましては当館では責任を負いかねます。また、到着しない届についてはお手伝いできませんのでご了承ください。

（3）本籍地役場に直接提出する方法

当館で受け付けた届書が戸籍に記載されるまで、約1～2ヶ月を要します。パスポートを至急作り直す必要のある方は、本籍地役場戸籍係にご相談の上、日本へ直接提出することをお勧めします。提出方法などの詳細は本籍地役場にお問い合わせください。

5. 当館連絡先

Consulate-General of Japan / Koseki Section
80 S.W. 8th Street, Suite 3200
Miami, FL 33130
Tel: (305)-530-9090　Fax: (305) 530-0950　e-mail: ryoji2@mi.mofa.go.jp

記　入　上　の　注　意

すべて**日本語（漢字・ひらがな・カタカナ）で記入**してください。（現住所の部屋番号を除く）。
黒ボールペンはまた黒ペンでしっかりと記入してください（**青インク不可**）。
訂正箇所は、二重線を引き、訂正し、捺印（拇印）が必要です（**修正液、修正テープ不可**）。
印および訂正印は印鑑または拇印を押してください（赤インクまたは黒インク）。

左上の届出日欄

郵送の場合は、届書を実際に記入した日を記入してください。窓口へ持参の場合は、窓口へ提出した日が届出日となります。

（1）氏名・生年月日

氏の変更をする前の氏名を戸籍に記載されているとおりに記入してください。生まれた年は、戸籍に記載されているとおり、昭和や平成などの元号で記入してください。

（注1）漢字で記入された氏名には、よみかたを平仮名で記入してください。

（2）住所・世帯主

日本語で国名から番地までを正確に記入してください。**郡名、郵便番号は記載しない**でください。アパートなどの部屋番号がある場合は、番地／番の後に記入してください（この場合はアルファベット使用可）。世帯主は世帯（家族）の主宰者の氏名を姓、名の順に日本語で記入してください。外国人の場合は、『ラスト、ファースト　ミドル　ジュニア』の順にカタカナで記入してください。ファーストとミドル、ミドルとジュニアの間には、「・」や「、」は記入しないでください。夫妻が既に同居している場合、妻になる人の住所及び世帯主の氏名には、「左に同じ」と記入してください。

【例1】400 Celebration Place, Celebration, FL 34747
アメリカ合衆国フロリダ州セレブレーション市セレブレーション通り400番地
【例2】1600 S.W. Archer Blvd., #A-904, Gainesville, FL 32610
アメリカ合衆国フロリダ州ゲインズビル市南西アーチャー大通り1600番A－904号

（3）本籍・筆頭者

婚姻届と同時に提出された場合でも、婚姻の届出による新戸籍を編製後に氏の記載が変更されます。従って、本籍は婚姻後の新本籍、筆頭者は届出人（氏を変更する者）となり、変更前の氏名を記入してください。番地か番のいずれかを〇で囲むか、不要な方を二重線で削除してください。

（4）変更前の氏・変更後の氏

戸籍に記載されているとおりの氏を記入してください。

（5）配偶者の氏名

戸籍のとおり（又は記載される予定の）氏名を記入してください。名はファーストミドルの順になります。

（6）婚姻年月日

法的に婚姻が成立した年月日を元号で記入してください。

（7）氏を変更した後の本籍

氏を変更する者の戸籍に同籍する子がいる場合、新本籍を記入してください。別の場所に新本籍を希望する場合は、その新本籍が使用可能か事前に確認してください。

（8）その他

同籍する子がいる場合は、『同じ戸籍にある　長男　正太郎』のように記入してください。

届出人署名押印欄

戸籍の記載とおりに署名をしてください。印鑑または拇印は任意です。

届出人の連絡先及び電話番号欄

届書下の欄外には、届出人の連絡先及び電話番号を英語で記入してください。